

条件付一般競争入札公告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定に基づき、入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定め、当該資格者を有する者により当該入札を行わせるため、地方自治法施行令第167条の6（みなかみ町財務規則第128条第1項）の規定により次のとおり公告する。

令和7年3月25日

みなかみ町長 阿部 賢



記

1 工事概要等

- (1) 工 事 名 かわまちづくり事業休憩施設建築工事
- (2) 工 事 場 所 利根郡みなかみ町 湯原 地内
- (3) 工 期 みなかみ町議会議決の日から令和7年12月28日まで
- (4) 工 事 概 要 鉄骨造平屋建て 床面積 54.1 m²
 建築工事 電気設備工事 機械設備工事 各一式
- (5) 最低制限価格 有
- (6) 入札保証金 免除
- (7) 契約保証金 要
- (8) 前 払 金 有
- (9) 予 定 価 格 金 67, 170, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

2 入札方法

- (1) 参加形態 単体企業による参加
- (2) 執行方法 ぐんま電子入札共同システムによる電子入札

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。なお、資格要件の基準日（以下「基準日」という。）は「入札公告の日」とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 基準日において、令和 6・7 年度みなかみ町競争入札参加資格者名簿（財務規則第 139 条第 1 項に規定する名簿。以下「入札参加資格者名簿」という。）に登録されている者で、かつ、「建築一式工事」の A 等級に格付けされている者。
- (3) 入札公告の日から入札日までの期間において、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱（昭和 61 年 4 月 1 日群馬県要綱）第 2 条第 1 項及びみなかみ町建設工事請負業者等に係る指名停止等の措置要綱（平成 17 年告示第 9 号）第 2 条第 1 項に基づき指名停止の措置が講じられている期間中でない者。
- (4) みなかみ町条件付一般競争入札実施要綱（平成 19 年告示第 86 号、以下「要綱」という。）第 7 条に規定する資格要件を欠く者でないこと。
- (5) 当該工事において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で配置することができること。
- (6) 建設業法等の関係法令に基づく施工資格等の要件を満たす者で、かつ、群馬県利根郡みなかみ町内に建設業法に基づき設置された本社を置く者。
- (7) 国又は地方公共団体が発注した請負額 5,000 万円以上の建築物の新築工事を過去 10 年以内に元請負人（共同企業体の構成員も含む）として完工した実績のある者。
- (8) 建設業法の規定に基づき建築一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

4 入札参加申請

入札参加申請希望者は、次に掲げる書類（以下「参加申請書」という。）をぐんま電子入札共同システムを通じて様式を取得のうえ、必要事項を入力した Microsoft Word・Excel 形式か PDF 形式のファイルを添付し提出するものとする（押印不要）。また、期限までに参加申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加できないものとする。

入札資格を認められた者であっても、入札期日に資格要件を欠いたときは、入札に参加することができない。また、2 以上の申請を行った場合、その申請は無効とする。

- (1) 一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（要綱様式第 1 号）
- (2) 主任（監理）技術者配置予定調書（要綱様式第 2 号）
- (3) 同工種施工実績調書（要綱様式第 3 号）

※添付書類

経営事項審査結果通知書（最新のもの）

法人住民税の完納証明書（提出日より起算し 90 日以内のもの）

配置予定技術者の資格証等の写し

5 入札日程

- (1) 申請受付期間 公告日の翌日から令和7年4月7日まで
- (2) 確認通知書発行 令和7年4月10日頃
- (3) 質問受付期間 公告日の翌日から令和7年4月7日まで
- (4) 質問回答日時 令和7年4月11日頃
- (5) 入札書受付日時 確認通知書発行日から令和7年5月8日 17時00分まで
- (6) 開札・通知 令和7年5月9日 10時00分より

※1 設計図書に対する質問がある場合は、所定の質問書に内容を簡潔にまとめて記載し、観光商工課観光振興係（office-kanko@town.minakami.gunma.jp）までファイル形式を変更せずに添付ファイルとして電送すること。なお、回答にあたっては、質問者に対して回答するものとし、質問書の送信されたメールアドレス宛てに回答書を送付する。

※2 参加資格確認申請提出、確認通知発行後に入札参加辞退する場合は辞退届提出のこと。

※3 上記の期間は、土曜日、日曜日、祝日及び祭日を除く午前8時30分から午後5時00分まで（午後0時から午後1時までを除く。）とする。

※4 現場説明会は行わない。

6 入札の注意事項

- (1) 入札に際し、入札金額に対応する工事費内訳書（指定様式）を提出すること。提出された工事費内訳書は開示することがある。
- (2) 入札執行回数は1回とする。なお、参加申請者がいない場合中止とし、落札者がいない場合には入札不調とする。
- (3) 落札の決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額とすること。（入札額は消費税及び地方消費税を除く。）
- (4) 予定価格の範囲内の価格かつ最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札候補者とする。なお、最低の価格が2者以上となった場合は、電子くじで落札候補者を決定する。
- (5) 本公告に示した競争入札において、必要な資格のない者、虚偽の記載を行った者及び入札時点で、3に規定する入札に参加する者に必要な資格に関する事項の掲げる資格の無い者の行った入札は無効とする。
- (6) 工事費内訳書の合計金額（消費税及び地方消費税を除く。）と入札金額に相違があるときは、その入札書は無効とする。

7 契約の締結

- (1) 落札者は、落札通知を受けた日から5日以内に契約を締結しなければならない。
- (2) みなかみ町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年条例第47号）の規定により、町議会において可決されるまでの間は、仮契約となる。

8 その他

- (1) 上記に定めるもののほか、必要事項は地方自治法及び同施行令並びに町財務規則、建設工事執行規則及び関係要綱の定めによる。
- (2) 地域経済の活性化及び町内事業者の育成・振興と地域雇用の促進を図る観点により、本件工事の下請施工及び資材調達にあたり、可能な限り町内事業者を活用するよう配慮すること。

9 問い合わせ先

- (1) 申請手続き
利根郡みなかみ町後閑318番地
みなかみ町役場 財政課 財政・契約係
TEL 0278-25-5005
FAX 0278-62-2291
- (2) 工事内容
利根郡みなかみ町後閑318番地
みなかみ町役場 観光商工課 観光振興係
TEL 0278-25-5017
FAX 0278-62-3211

上記に定めるもののほか、必要事項は地方自治法及び同施行令並びに町財務規則、建設工事執行規則及び関係要綱の定めによる。